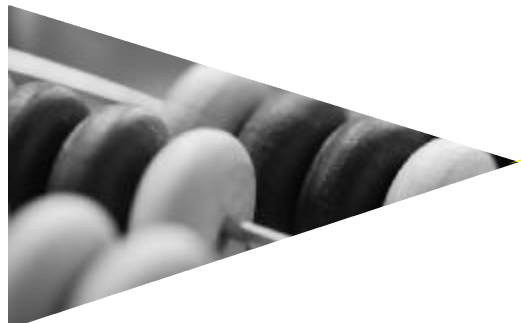


2011年6月17日

JBS Newsletter



中国税務及び投資速報(抄訳) 2011年5月

Contents

税務法規

1. 高額所得者に対する個人所得税徴収の強化の実務に関する通達
2. 個人所得税修正案(草案)
3. その他の通達

商務法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2011年5月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2011年5月 16日 第2011012号
- ▶ 2011年5月 24日 第2011013号

Japan Business Servicesグループで、2011年5月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 高額所得者に対する個人所得税徴収の強化の実務に関する通達(国税発[2011]50号)

概要

- ▶ 高額所得者の主要な所得項目への課税の強化

全てのレベルの税務局は、個人の財産譲渡所得、受動所得(利子、配当等)に注意する必要がある。

1. 財産譲渡所得

財産譲渡所得に対する課税を強化する。財産譲渡所得には以下から得る所得が含まれる。

- ▶ 持分譲渡
- ▶ 不動産譲渡・競売
- ▶ その他の財産譲渡

2. 受動所得(利子、配当等)

未処分利益、利益剰余金、資産評価益の資本金への振替に注意し、個人所得税の徴収漏れを回避する。

3. 事業所得

事業所得に対しても課税を強化する。特に経営規模の大きい個人独資企業、パートナーシップ企業、個人事業者が対象となる。帳簿に基づく課税が困難な場合は、推定課税を行う。ただし弁護士、会計士、税理士、鑑定士等の専門家の事務所に対しては、推定課税を行わない。

- ▶ 高収入の業種や個人に対する課税の強化

以下の項目に対する課税を強化する。

- ▶ 非役務サービスを主な収入源としている個人
- ▶ 高収入の業種の給与所得
- ▶ 2ヶ所以上から給与を得ている個人
- ▶ 多額の役務収入
- ▶ 外国籍個人の国内・国外源泉所得

▶ その他

高所得者に対する監視システムの構築、日々の税源管理と納税評価の改善、特別税務調査の実施等が規定されている。

所見

2010年上半期に既に、国税発[2010]54号は、各地の税務局に対して、以下の項目について、高額所得者に対する徴税管理を強化することを要求していた。

- ▶ 財産譲渡所得
- ▶ 利子・配当所得
- ▶ 経営規模の大きい個人独資企業、パートナーシップ企業、個人事業者
- ▶ 役務報酬と高収入の業種における所得の比較
- ▶ 外国籍個人の所得

国税発[2011]50号は、国税発[2010]54号の趣旨を踏襲しながら、高額所得者を厳格に監督するための具体的な措置についても規定している。給与所得だけでなく、不労所得に対しても税務局は大きな関心を払うようになってきている。

外資企業では通常、駐在員の給与パッケージに諸手当を含めている。現在、外国籍個人に支給される住居手当、食事手当、転居費用やクリーニング代等に係る手当は、発票の取得を条件として、個人所得税課税所得額から控除することができる。国税発[2011]50号は、発票による所得控除が課税回避行為と考えられる場合は処罰する旨を規定しているが、ここで想定されているのは、節税目的のための虚偽の取引である。外国籍個人は控除項目の真実性を証明するため、正規の発票の取得を心がける必要がある。

その他、注意を要するのは、中国国内に住所を有さないが、滞在期間が5年を超える個人の全世界所得に対する徴税管理の強化を、国家税務総局が実行に移しつつある点である。当該個人については全世界所得が課税対象となるが、たとえ国外所得の申告漏れがあったとしても、従来、税務局は十分な対応ができていなかった。現在、この徴税管理上の不備を補おうという動きがある。外国籍個人は自らの滞在期間に注意し、5年ルールに潜むリスクを認識しておく必要があるといえる。

関連法規

- ▶ 高額所得者に対する個人所得税徴収の強化に関する通達(国税発[2010]54号)

2. 個人所得税修正案(草案)

概要

2011年4月25日、個人所得税修正案(草案)が公表され、意見の募集が始まった。募集期間は2011年5月25日まで。修正内容は以下の4点である。

- ▶ 給与所得の基礎控除額が2,000元から3,000元に引き上げられた。
- ▶ 申告期限が翌月7日から翌月15日に延長された。
- ▶ 累進税率から15%と40%が削除され、9区分が7区分になった。
- ▶ 個人事業者が製造、委託加工、リースから得る所得に対する累進税率が以下のように調整された。

個人所得税修正案 (草案)			個人所得税法 (2007年)		
年間課税所得額		税率	年間課税所得額		税率
	15,000元以下	5%		5,000元以下	5%
15,000元超、	30,000元以下	10%	5,000元超、	10,000元以下	10%
30,000元超、	60,000元以下	20%	10,000元超、	30,000元以下	20%
60,000元超、	100,000元以下	30%	30,000元超、	50,000元以下	30%
100,000元超		35%	50,000元超		35%

3. その他の通達

- ▶ 湖北省における地方教育附加の徴収基準の改定に関する回答(財綜函[2011]22号)
- ▶ 石炭鉱業における維持費、高い危険を伴う産業における安全費用の損金算入に関する公告(国家税務総局公告[2011]26号)
- ▶ 個人所得税に関する問題の公告(国家税務総局公告[2011]27号)
- ▶ 輸入増値税専用支払書の「照合、控除」方式の一部地域における試行に関する通達(国税函[2011]196号)

商務法規

- ▶ 外国為替業務の管理に関する通達(匯綜発[2011]29号)
- ▶ 中国で活動する海外NGOの外貨管理に関する通達(匯綜発[2011]23号)
- ▶ 『輸入奨励技術・製品目録(2011年版)』
- ▶ クロスボーダー人民元資本取引の実務に関する通達(匯綜発[2011]38号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

浦野 卓矢 税務・移転価格
takuya.urano@cn.ey.com +86-10-5815-2241

大連

小出 裕樹 監査
hiroki.koide@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

田川 利一 税務
toshikazu.tagawa@cn.ey.com +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務
kiyoko.enatsu@cn.ey.com +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査
yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com +86-21-2228-2718

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 崢 M&A
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務
masashi.tanaka@cn.ey.com +86-20-2881-2871

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

村井 祥一 税務・移転価格
shoichi.murai@cn.ey.com +86-755-2502-8319

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

北濱 聡 金融
satoshi.kitahama@hk.ey.com +852-2846-9700

小池 礼啓 監査
michinobu.koike@hk.ey.com +852-2629-3903

桑原 宏長 監査
hironaga.kuwahara@hk.ey.com +852-2629-3902

王 瑜文 M&A
evelyn.wang@hk.ey.com +852-2849-9452

東京

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
斎藤 正浩	税務	
masahiro.saito@jp.ey.com		+81-3-3506-1282
平澤 尚子	税務・移転価格	
naoko.hirasawa@jp.ey.com		+81-3-3506-2752
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
obikawa-k@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
松田 博司	中国ビジネス一般・税務関連	
matsuda-hrsh@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001219

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china